

令和6年度（2024年度）八王子市教育委員会

スクール・サポート・スタッフ（会計年度任用アシスタント職）

募集要項【登録制】

1 募集職種

職種	職務名	主な業務内容	勤務場所
会計年度任用職員 (アシスタント職)	スクール・サポート・スタッフ	教職員の業務補助（教材等の印刷、小テストの採点補助等）	市内小・中・義務教育学校

2 任用根拠

地方公務員法第22条の2第1項第1号

3 申込資格（必要な資格・免許など）

次の①から②のすべての要件を満たす方。

- ① 心身ともに健康な方
- ② 上記内容の業務ができる方

- 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する方は受験できません。
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第5章（罰則）に規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - ・八王子市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 申込み

申込方法	以下の提出書類に必要事項を記入し、持参又は郵送により提出してください。
提出書類	(a) 登録申込書兼履歴書（顔写真 [タテ4cm・ヨコ3cm] を貼付） (b) 登録エントリーシート
提出場所	八王子市役所本庁舎 7階 学校教育部教職員課（4ページ地図参照） <郵送先>〒192-8501 八王子市元本郷町3-24-1

- 提出いただいた書類は、返却しませんのでご了承願います。

5 勤務条件

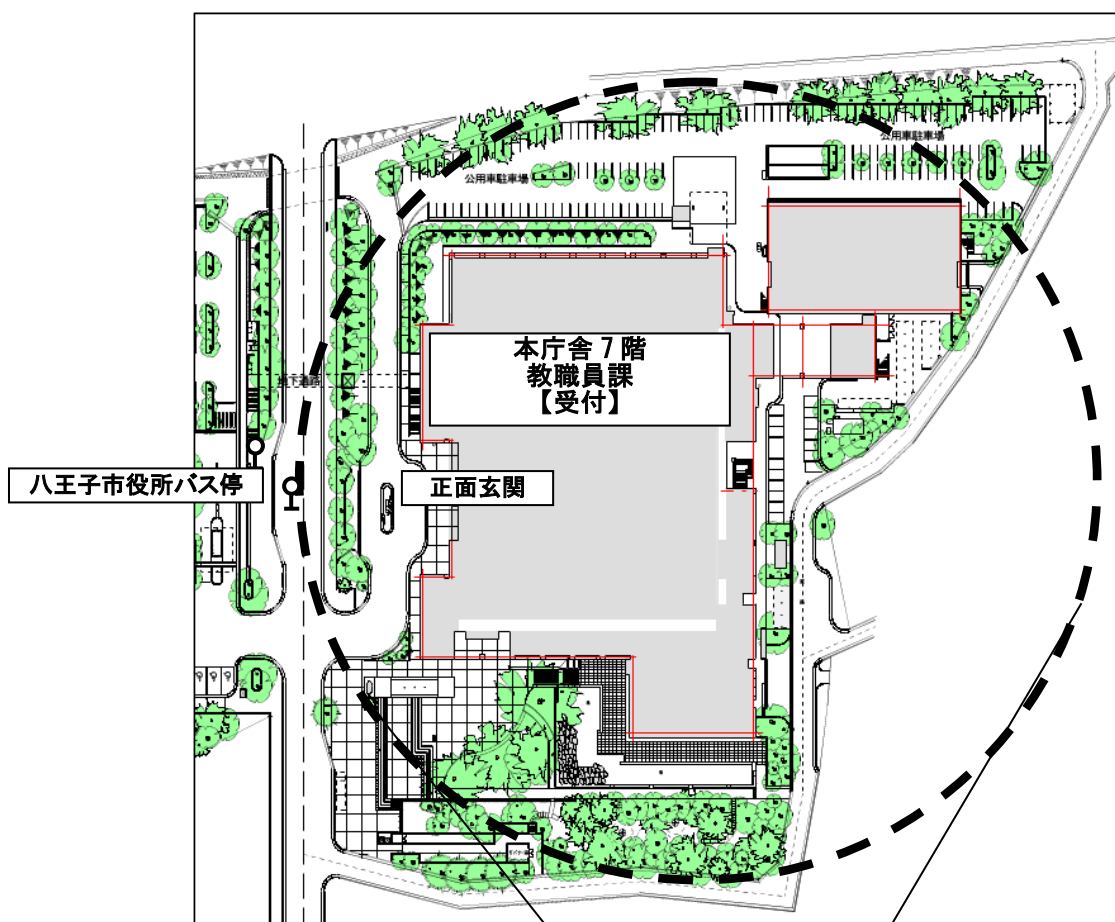
任用期間	<p>令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間で、必要に応じて任用します。</p> <p>※任期の終了後は、人事評価による客観的な能力検証を踏まえ、再度の任用を決定します。（ただし、懲戒処分を受けた者、欠勤等の日数が一定水準を超えた者は人事評価による再度の任用はできません。）</p>
勤務形態	<p>週1日～週5日勤務</p> <p>原則、8時30分から15時00分まで(休憩時間12時から13時まで)</p> <p>5.5時間勤務/日</p> <p>※学校により、週の勤務日数は異なります。</p> <p>※学校により、曜日、始業・終業時刻は異なります。</p> <p>※学校行事等により、週休日に変更になる場合があります。</p> <p>※市規定により、各種休暇が付与されます。</p>
報酬等	<p>① 報酬 日額 6,380 円 (市の報酬基準により決定)</p> <p>② 諸手当(通勤手当、期末・勤勉手当) 市規定により支給します。 ※期末・勤勉手当は週4日以上勤務の方のみ</p> <p>③ 退職金 なし</p>
社会保険等	<p>健康保険、厚生年金保険、雇用保険加入 (週4日以上勤務の場合)</p> <p>労働者災害補償保険適用</p>
その他	<p>所定労働時間を超える労働はありません。</p> <p>地震や台風等の災害が発生した場合、職務実態に応じて災害時における補助的な事務を行います。</p>

※採用前に給与改定があった場合は、その定めるところによります。

7 その他

- 地方公務員法上の服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限）が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となることがあります。
- この登録において市が収集する個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的への使用は一切しません。ただし、採用者の個人情報は人事情報として使用します。

<案内図>



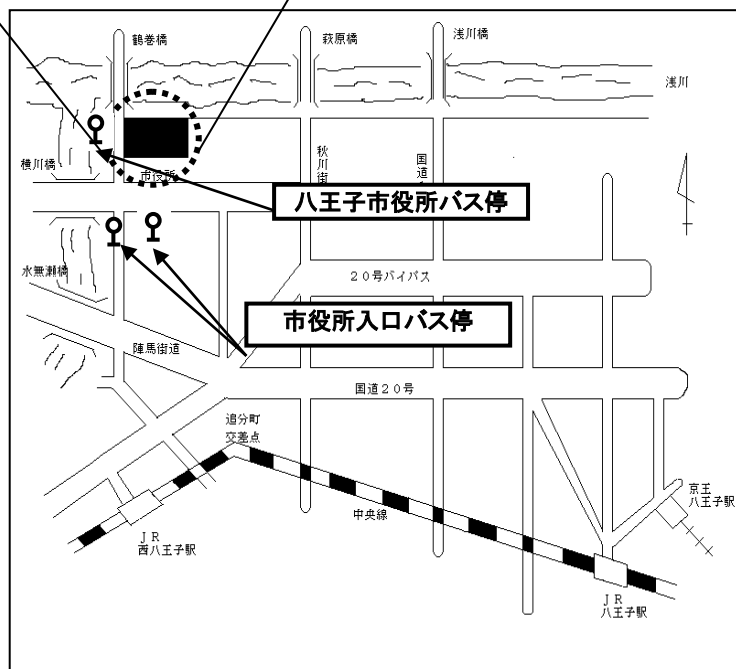
【バスをご利用の場合】

- JR 八王子駅・京王八王子駅から
 JR 八王子駅北口 8 番のりば
 京王八王子駅中央口 2 番のりば
- ・松枝住宅(市役所入口経由)行
 「市役所入口」バス停下車
 - ・高尾駅南口(市役所入口経由)行
 「市役所入口」バス停下車
 - ・横川町住宅(市役所入口経由)行
 「市役所入口」バス停下車

- 西八王子駅から
- 北口 1 番のりば
 - ・櫛原町行
 「八王子市役所」バス停下車
 - 北口 2 番のりば
 - ・松枝住宅行
 「市役所入口」バス停下車
 - 北口 1 番のりば
 - ・はちバス北部コース
 (西八王子駅⇄東海大学八王子病院)
 「八王子市役所」又は「元本郷公園東」バス停下車

【徒歩の場合】

西八王子駅から歩いて約 20 分



問合せ先

八王子市 学校教育部 教職員課 庶務担当
 〒192-8501 東京都八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号
 <電話> 042-620-7404 (直通)
 <E-mail> b301900 アット city.hachioji.tokyo.jp
 メール送信時、「アット」を「@」に変えてください。